

2019年（令和元年）10月10日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 畠山 関之

道路の管理及び応急補修に係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について（答申）

2019年（令和元年）9月27日付けで諮問（第986号）された道路の管理及び応急補修に係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について、次のとおり答申します。

## 1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第12条第2項第4号の規定による目的外に提供する必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項ただし書の規定による目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

## 2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的外に提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由は、次のとおりである。

### (1) 諮問に至った経過

2019年（令和元年）9月13日付文書（藤地発第5786号）にて、神奈川県藤沢警察署司法警察員から、刑事訴訟法第197条第2項に基づく捜査のため、辻堂駅西口エレベーター（北側）内に設置された防犯カメラが記録した画像データの情報提供を求められているものである。

刑事訴訟法第197条第2項の規定は、条例第12条第2項第2号の法令等に定めがあるときに該当せず、実施機関の裁量に委ねられている場合に該当するため、当該照会に対する画像データの目的外提供について、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

### (2) 目的外に提供することについて

#### ア 目的外に提供する個人情報

辻堂駅西口エレベーター（北側）内に設置された防犯カメラの2019年（令和元年）8月22日午後7時から午後9時までの画像データ

イ 目的外の提供先

神奈川県藤沢警察署司法警察員

ウ 目的外提供の根拠規定

刑事訴訟法第197条第2項

エ 目的外提供に対する実施機関の考え

(ア) 照会の法的位置づけ

本件の個人情報の目的外提供に係る照会は、刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づくものである。

刑事訴訟法第197条第2項は、捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる、としており、官庁・公共団体その他のものに対する照会による報告の請求権を認めたものだが、その照会に応じなければならない拘束力はない。

しかし、本件照会は、正当な請求権を有した神奈川県藤沢警察署司法警察員によって行われたものである。

(イ) 目的外に提供する必要性

今回の照会は、捜査関係事項照会書に記載されているように、トラブル事案捜査に係るものである。捜査機関である藤沢警察署に問い合わせたところ、2019年（令和元年）8月22日午後7時から午後9時までの間に、エレベーター内で、自転車で乗った者と徒歩で乗った者が口論となり、エレベーターに自転車で乗った者が自転車でエレベーターの入り口を塞ぎ、徒歩で乗った者を閉じ込めたとの供述があった、とのことである。防犯カメラの画像データを確認することで対象者2名の状況がうかがえることから、本事案における行動の裏付けをするため提供を求めた、とのことであった。

本件は、エレベーター内での事案であり、他の代替手段が想定し難いものであることから、本件の目的外提供する個人情報の内容と趣旨を勘案し、検討した結果、当該画像データを目的外に提供する必要性があると判断したものである。

(3) 目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属する本人にあらかじめその旨を通知する必要がある。しかし、当該画像データから個人を特定することは事実上困難であり、本人に個別に通知することは困難である。また、本件の照会における目的外提供は、捜査のために行うものであり、今回照会対象となっている画像データで確認される個人が本事案に関与している可能性があるため、本人通知をした場合には、当該捜査の遂行に支障が生じることを捜査機関に確認していることから、本件に係る本人通知を省略する合理的理由があると判断したものである。

(4) 画像データの提供方法

照会の対象となっている画像データは、ハードディスクに記録されており、電子媒体（USBメモリ）で提供をするものである。提供する際は、神奈川県藤沢警察署司法警察員による確認後に実施機関が適当と認めた部分のみを選択し提供することとする。

なお、提供する際は、条例施行規則第11条に規定する、提供を受けるものが

執る措置を遵守することを求める旨を記載した回答書を交付することとする。

(5) 目的外に提供する時期

2019年（令和元年）10月

(6) 添付書類

- ア 捜査関係事項照会書（写し）
- イ 回答書（案）
- ウ 防犯カメラ設置場所図
- エ 駅前公共施設における防犯カメラ運用基準
- オ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、「1 審議会の結論」（1）及び（2）のとおり  
の判断をするものである。

(1) 目的外に提供する必要性について

今回の照会の具体的な必要性について、捜査機関である藤沢警察署に問い合わせたところ、2019年（令和元年）8月22日午後7時から午後9時までの間に、エレベーター内で、自転車で乗った者と徒歩で乗った者が口論となり、エレベーターに自転車で乗った者が自転車でエレベーターの入り口を塞ぎ、徒歩で乗った者を閉じ込めたとの供述があった、とのことである。防犯カメラの画像データを確認することで対象者2名の状況がうかがえることから、本事案における行動の裏付けをするため提供を求めた、とのことである。

なお、実施機関では、本件はエレベーター内での事案であるため、他の手段では代替することが困難なものである、としている。

以上のことから判断すると、目的外に提供する必要性があると認められる。

(2) 目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属する本人にあらかじめその旨を通知する必要がある。しかし、当該画像データから個人を特定することは事実上困難であり、本人に個別に通知することは困難である。また、本件の照会における目的外提供は、捜査のために行うものであり、今回照会対象となっている画像データで確認される個人が本事案に関与している可能性があるため、本人通知をした場合には、当該捜査の遂行に支障が生じることを捜査機関に確認している、とのことである。

以上のことから判断すると、目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

以 上